

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会
生活自立支援センター嘱託職員採用試験要項【令和5年4月1日採用予定】

1 募集内容

採用職種	募集人員	勤務場所
生活困窮者自立相談支援事業に係る 相談支援員（家計改善支援員）	1名	勤務場所は8に記載

2 職務の内容

熊本市生活困窮者自立相談支援事業において、相談・支援業務に従事する。

生活自立支援センターへ相談に来られた方や電話相談者に対する相談支援をはじめ、その支援結果を踏まえ、公共職業安定所や就労準備支援事業実施機関、就労支援に関する様々な社会資源と連携し、その状況に応じた能力開発、職業訓練、就職支援等の就労支援を行うとともに、業務に関連する資料作成等の事務を処理する。

3 受験資格（次の(1)(2)の条件は必須とし、(3)・(4)のいずれかを満たしている方）

- (1) パソコン入力（EXCEL・WORD）できる方
- (2) 普通自動車第1種免許を保有している方（ペーパードライバー不可、AT限定可）
- (3) 消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー又は消費生活コンサルタントの資格を有する方
- (4) ファイナンシャルプランナーの資格を保有する方

※本業務で求める人材

本業務は、生活困窮者自立支援法に基づく事業の相談支援員となります。電話や対面で、相談者の話を聞き思いを受け止め自立に向けて、再就職等の調整や助言等を行います。また、相談者の自立に向けた支援計画を作成し計画に基づき支援を行います。

受験資格の相談業務の経験・就労支援の業務内容は問いませんが、生活困窮で相談に来られる方へ理解を示し接することができる方を募集します。

※ただし、上記の受験資格があっても、次の各号のいずれかに該当する場合は受験できません。

- (1) 成年被後見人または被保佐人
- (2) 禁固以上の刑に処せられその執行を終わるまで又はその執行を受けることができなくなるまでの者
- (3) 日本国憲法施行の日後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 申込方法

市販履歴書に直近3か月以内の写真を添付し必要事項を記入の上、資格証明書の写しを添付し、熊本市社会福祉協議会総務課へ持参又は郵送してください。また、履歴書の右上に「生活自立支援センター家計改善支援員」と明記してください。

5 試験日時・試験会場及び合格発表

- (1) 試験
試験日時 応募者へ個別に通知します。
試験会場 熊本市社会福祉協議会 会議室（熊本市中央区新町2丁目4-27）
試験内容 面接試験
- (2) 合格発表 次試験終了後5日以内に通知します。

6 合格から採用まで

- (1)履歴書の記載が正しくないことが明らかになった場合は、合格を取り消すことがあります。
- (2)雇用期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの雇用となります。
- (3)契約更新については、雇用された日の年度を含め最長5年度です。契約更新は、業務量、勤務成績、勤務態度、事業の予算状況、法人の経営状況や事業の廃止等により判断します。

7 給与・勤務時間・勤務地等

勤務時間 平日 8時30分から17時15分まで（週38時間45分）

給与月額 156,600円（通勤手当有・社会保険有・年次有給休暇有）

昇給制度 有

賞 与 有

休 日 土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始（12/29～1/3）

※その他、熊本市社会福祉協議会有期雇用嘱託職員設置規程によるものとする。

8 勤務場所

勤務地は以下のいずれかに配属となります。

中央区生活自立支援センター（熊本市中央区手取本町1-1 熊本市役所内）

東区生活自立支援センター（熊本市東区東本町16-30 熊本市東区役所内）

南区生活自立支援センター（熊本市南区富合町清藤405-1 雁回館内）

9 試験に関する問い合わせ先、担当者

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会 総務部長（宮原）

〒860-0004 熊本市中央区新町2丁目4-27

TEL（096）322-2331 FAX（096）359-1800